

2014年(平成26年)5月28日(水)

東京地裁
損害訴訟

牧師のセクハラ認定

1540万円の支払い命じる

セクハラやパワハラを受けたなどとして、キリスト教系宗教法人の元信者5人が同法人

と牧師らを相手取り、感謝料など計6620万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が27日、

東京地裁であります。山田明裁判長は「牧師は宗教的権威であり、4人は牧師の要求を拒絶できない心理状況にありました」などとセクハラの事実を認定し、牧師側に計1540万円の支払いを命じた。

判決によると、つづけば市に拠点を置くキリスト教系宗教法人「小牧者訓練会」の下在籍牧師(65)=韓国籍=は2000年4月から2011年11月、10~30代だった女性信者4人にキスなどセクハラ行為を行ったとしている。一方、下牧師の元部下の男性が訴えていた

パワハラ行為については「被害を誇張している感も否めない」として退けた。また、下牧師側が訴えていた名誉毀損も棄却した。

下牧師を巡っては10

年2月、民事提訴した女性信者4人のうち1人を暴行したとして、準強姦罪で起訴されたが、水戸地裁土浦支部は11年5月、証拠不十分として無罪を言い渡し、判決が確定している。

【松本尚也】